

案 件

障害者支援の取り組みの拡充について

障害企画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

福祉タクシー基本料金助成事業については、現在、身体障害者手帳 1 級、2 級又は療育手帳 A を所持し、世帯の最多収入者の市民税所得割が 12 万円以下の方を対象として、タクシー基本料金の助成（年間最大で 24 回）を行っています。

令和 6 年 7 月に厚生労働省から、旅客鉄道株式会社等で行われていた旅客運賃の割引について、精神障害者も対象とするとの通知を受け、公共交通機関各社においては令和 7 年 4 月 1 日から精神障害者に対する割引制度を開始する予定としています。また、京阪バスにおいては令和 6 年 12 月 1 日から精神障害者割引が、一般路線バス全線に導入されています。

交通機関各社において障害の種別に関わることなく支援が行われようとする中、公平性の観点から、当該事業についても精神障害者を対象にするものです。

2. 内容

福祉タクシー基本料金助成事業の対象者に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を追加します。

【現行】

- ・身体障害者手帳 1 級、2 級
- ・療育手帳 A

の手帳を所持する世帯の最多収入者の
市民税所得割 12 万円以下の方



【拡充後（令和 7 年度から）】

- ・身体障害者手帳 1 級、2 級
- ・療育手帳 A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級

の手帳を所持する世帯の最多収入者の
市民税所得割 12 万円以下の方

3. 今後のスケジュール

令和 7 年 2 月 市民福祉委員協議会で報告

3 月 事業実施要綱の改正

精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者に制度についての案内を送付

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち

施策目標 10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 16,357 千円 助成給付費（扶助費：15,018 千円、うち拡充分 400 千円）

諸経費（印刷製本費：297 千円、通信運搬費：1,042 千円）

※令和 7 年度当初予算として計上予定。

《財 源》 一般財源